

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年8月7日（月）

（開 会）10：00

（閉 会）14：56

○委員長

ただいまから経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備についてを議題といたします。

前回、資料要求を行った資料を含めまして、新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備に関し資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、まず資料の説明をさせていただきます。

説明の順番といたしましては、先に前回資料要求にあったものを最初に説明させていただきまして、その後に、追加で提出しております資料を説明させていただきます。

まず、最初に、資料1をお願いいたします。これは現体育館及び新体育館の建設候補地5カ所の周辺地図及び市有地の範囲を記載したものでございます。それぞれの場所を説明する前に、この5カ所を選定した理由、経緯についての説明をさせていただきます。

体育館の建設地に当たりまして、その候補地の要件といたしましては、3つの基準を設定いたしております。

まず、1つ目でございますが、市有地であること。これは、経費削減のため用地買収は行わないということと、スケジュール策定の上で、用地買収を行う場合、不確定要素が大きくなることから、候補地は市有地といたしております。

2つ目ですが、体育館としての機能を十分に担うことができるスペースが確保できる場所であることとして、敷地面積を最低2万平方メートルを必要といたしております。その理由といたしましては、現飯塚第1体育館、第2体育館の敷地面積が、合わせて1万7820平方メートルであり、駐車場の不足を考えると、最低2万平方メートルが必要と考えております。

続いて3つ目ですが、市有地において、その用途等個別の方針が決まっていない場所、土地用途として体育館が建設可能な場所としております。都市計画の用途地域が工業専用地であった場合、体育館建設が不可能となりますので、そのような場所は除外しております。

この3つの条件をもとに5カ所を選定いたしております。

それでは、まず1ページでございますが、新体育館検討地の位置図でございます。

2ページでございますが、現飯塚第1、第2体育館周辺図でございます。この中で、赤枠が市有地でございます。

3ページをお開きください。健康の森公園周辺敷でございます。プールの南側の場所となります。ここでは、赤枠と黒破線枠が同じですが、この面積は約2万7千平方メートルとなっています。黒破線枠は、市有地の中で、体育館の建設場所の利用可能場所を示させていただいております。

4ページをお願いいたします。鯉田の市民公園健幸スポーツ広場周辺敷でございます。こちらは、赤枠内の大部分が都市公園のエリアとなっておりますが、体育館の建設検討地は健幸スポーツ広場とし、黒破線枠部分は約3万1千平方メートルでございます。

続いて、5ページをお開きください。庄内温泉筑豊ハイツ周辺敷でございます。この中で、青枠は県の都市計画決定区域を示しております。こちらにつきましては、筑豊ハイツの建てかえ計画がございま

すので敷地の確保が難しく、現筑豊ハイツとテニスコート裏の山林を含めると2万平方メートル以上ございました。このスペースしか、建設する残地がないような状況でございます。

続いて、6ページをお開きください。穂波B&G海洋センター周辺敷でございます。こちらは、体育館、プール、テニスコート、グラウンド、野球場が整備されておりますが、体育館建設候補地といたしましては、グラウンド部分と体育館部分としております。その面積は約2万5000平方メートルとなります。

続いて、7ページをお開きください。地方卸売市場敷でございます。体育館の建設検討地といたしましては、青果部の場所を想定しておりますが、こちらは約2万8千平方メートルでございます。

それでは次に、資料2の体育館建設スケジュール（想定）についてを説明をさせていただきます。

基本的に体育館建設のスケジュールを考えますと、場所が決まり、その後、基本計画を策定いたします。そして、基本計画策定後に設計者の選定作業を行う予定で、その後、基本設計、実施設計となりますが、この期間が約2年半を予定しております。この期間には、予定地の測量や地盤調査、また場所によっては都市計画用途の協議等を行います。設計終了後、建設工事に入りますが、この工事期間が約2年半と少しかかる予定となっております。

資料2の中で、候補地別の想定スケジュールを示させていただいております。このスケジュールは、現在考える想定でスケジュールを考えておりますが、事業を進める中で変更が生じることが予想されます。その点についてはご了承いただきたいと考えております。

まず①健康の森公園周辺敷と②市民公園健幸スポーツ広場敷については、平成30年度に設計者を決め、基本・実施設計を32年中頃にでき上がりまして、その後、建設工事に入りまして34年度内に竣工可能ではと考えております。

③筑豊ハイツ周辺敷、④穂波B&G海洋センター敷につきましては、県との協議、B&G財団との協議が必要になります。また、筑豊ハイツ周辺敷については、その場所によりまして、既存施設の解体、建設工事等との調整が必要となりますので、スケジュール策定の上でも、不確定要素が多くみられることとなっております。

⑤地方卸売市場敷については、現市場が移転開設後に解体工事が入り、その後に建設工事になりますので、この後、担当課よりも説明があると思っておりますが、市場の移転が平成33年の予定となっておりますので、その後の建築工事となります。

繰り返しになりますが、このスケジュールは、スムーズに事務が進んだ場合での想定でございますが、スケジュールを示させていただいておりますが、事業の進捗状況の中で変更することが予想されますので、このことについてはご了承いただきたいと考えております。

次に、資料3の新体育館検討地の概算経費比較表の説明をさせていただきます。

最初に、ここでの概算経費は、想定値を比較するための概算の積算数値でありますので、その点についてもご了承いただきたいと考えております。

5候補地それぞれの整備費を記載しておりますが、この中で、③筑豊ハイツ周辺敷につきましては、筑豊ハイツの整備計画と体育館の配置場所が不確定であることで、整備費算出ができてはおりません。また、④穂波B&G海洋センター敷におきましては、グラウンドの中に体育館を設置した場合の、他の施設との関連等が不確定であるため、こちらも整備費を算出しておりません。

それでは、①健康の森公園周辺敷、②市民公園健幸スポーツ広場周辺敷及び⑤地方卸売市場敷については、表に示しておりますように、整備費及びその財源等を記載しておりますので、説明をさせていただきます。

整備費の中で、造成費につきましては、近年本市で行いました造成工事の中で、同じような造成工事の実績に基づいた単価で算出しております。なお、この造成費の中には、外構工事が含まれております。測量・設計費、造成費につきましては、敷地面積により多少差が出ております。

表の中、整備費、建物では、①健康の森公園周辺敷においては建物が存在しておりませんので、解体費はゼロとしております。②市民公園健幸スポーツ広場周辺敷においては、現在、観覧席、弓道場がございますので、その解体費を、⑤地方卸売市場敷には、現在ある市場の解体費を括弧の中に記載しております。ただし、その費用は、当該用地を他の目的に有効活用しようとするならば、必要な費用でございますので、比較検討を行う場合の整備費合計には含めてはおりません。

また、役務費や設計委託、工事監理委託費を積算しておりますが、ここも、敷地面積により多少の差が出ております。

工事費につきましては、延床面積8800平方メートルの体育館建設を想定して算出しております。この想定面積につきましては、まことに資料が飛んで申し訳ありませんが、体育館資料の最後になります資料⑦のほうをお願いいたします。

体育館の規模につきましては、第2次公共施設のあり方に関する基本方針に基づき、施設の集約化を図ることとしております。資料下の方に、参考として記載しておりますように、集約化を図る施設といたしましては、昭和56年以前の建物、これは新耐震基準以前の建物であります颯田体育館、穂波武道館、颯田武道館、弓道場と飯塚第1、第2体育館の6施設を考えております。

その際、それぞれの延床面積を足しまして、基本方針であります19.3%を縮減した場合、8833.44平方メートルとなります。また、前回委員会でも説明しました「体育館等施設整備検討委員会」からの答申によります「新体育館の規模及び機能」に則した建物を想定した場合にあっても、縮減後の目標延床面積に収まることとなります。恐れ入りますが、再度資料3に戻っていただきます。

資料3の表の下、注1)で記載しておりますが、ここで新体育館の延床面積を8800平方メートルで想定し工事費を算出しております。

また、工事費単価につきましては、自治総合センターの「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の更新の単価を用いております。単価といたしましては、45万1千円、平方メートル当たりを使い、工事費を算出いたしております。この単価の説明については、資料⑥で再度説明させていただきます。

なお、候補地それぞれの整備費につきましては、現在想定できる主要経費を計上しておりますが、備品購入費や移転に係る経費は算出しておりません。場所によっては、周辺整備及びインフラ整備が必要となりますが、積算が難しいことから算出はしておりません。今後の調査等の結果によっては、地盤改良費等必要となる経費が生じる可能性もございます。

これらの諸条件のもと、それぞれの新体育館整備費を算出いたしまして、①健康の森公園周辺敷の場合、整備費は合計で44億6950万4千円、②市民公園健幸スポーツ広場敷では45億2082万2千円、⑤地方卸売市場敷では44億8593万1千円を算出しております。

繰り返しになりますが、新体育館建設にかかる整備費については、工事費単価等を含めまして、現在見込める概算数値であることをご了解いただきますようお願いいたします。

次に、新体育館建設にかかる財源でございますが、この概算経費算出においては、公共施設等適正管理推進事業債及び学校教育施設等整備事業債の活用を想定して算出を行っております。

先ほどの、資料②の想定スケジュールに基づきましたならば、公共施設等適正管理推進事業債については、活用期限が平成33年度までとなっております。繰り越し分が1年延長した場合、これを活用

できるのは、現在の想定しておりますスケジュールでは、①健康の森公園周辺敷と②市民公園健幸スポーツ広場敷となります。⑤地方卸売市場敷につきましては、その建築スケジュールから公共施設等適正管理推進事業債が活用できませんので、学校教育施設等整備事業債の活用を想定しております。

これ以外に活用できます補助メニューにつきましては、学校施設環境改善交付金等、そこに記載しております助成にかかる補助がございます。これらについても今後検討することとしております。

続きまして、資料4をお願いいたします。資料4の耐震診断をしなければならないことがわかる資料といたしまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の抜粋を提出させていただいております。

この法律は、平成7年に施行されておりますが、平成25年に改正され、平成27年12月31日までに耐震診断結果を報告しなければならないとなっており、福岡県はその結果を公表することとなっております。

飯塚第1体育館につきましては、不特定多数の者が利用する大規模建築物に該当いたしますので、本来、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を県に報告する義務があったということになります。

前回の委員会において、耐震診断を行っていないことを報告させていただきましたが、県から平成29年度末までに耐震診断を行い、報告する旨の命令を受けておりますので、今回、早急に耐震診断を行い、今年度末までに県への報告を行いたいと考えております。

次に、資料はお手元にはございませんが、前回委員会で資料要求のありました、市民意見等をとっていけば、その内容についてまとめた資料をということでしたが、今回の体育施設に関する検討の中では、そのためのアンケート等は行ってはおりません。

以上、ここまでが、資料要求のありました資料の説明となります。

次に、追加で提出しております資料の説明をさせていただきます。

これは、先ほど説明いたしました資料2の建設スケジュール（想定）、資料3の検討地概算経費比較表を作成するに至りました経過に関する資料として、資料5、6を作成しておりますので、説明をさせていただきます。

資料5のほうをお願いいたします。資料5でございますが、第1体育館を改修するか、現地建てかえをするか、移転建てかえをするかを検討した場合のメリット、デメリットを整理、比較したものでございます。

まず、改修した場合においては、その工事費は建てかえに比べ、当然安くなります。しかし、耐震性は確保できても耐用年数は延びず、施設の耐震性と老朽化の問題は解消されますが、利便性、狭あいの問題は解消できません。

現地建てかえの場合は、工事費は移転建てかえと同様に、改修の場合よりも高くなります。この場合の問題は、市内に同等の体育館がないため、建てかえ工事期間中に利用者をどのようにするか、それと狭あいの問題が解決されないということになります。

移転建てかえの場合については、工事費が改修に比べて高くなりますが、それ以外の現体育館がもっております問題をクリアすることが可能になると考えられます。

次に資料6をお願いします。資料6でございますが、この改修、建てかえ比較参考資料について説明させていただきます。これは、先ほど、改修、建てかえのメリット、デメリットについて説明をさせていただきましたが、その中で、改修の場合は、建てかえの場合より費用が安くなる、逆に建てかえの場合は改修の場合より費用が高くなると説明しました。その高い、安いがどの程度違いがあるかを説明さ

せていただくものでございます。

推計の条件といたしまして、延床面積は現在の第1体育館を基準とし、改修した場合、建てかえについても現第1体育館と同じ延床面積の体育館を建てかえた場合、そして、体育施設を集約した中で推定いたしました延床面積8800平方メートルの体育館に建てかえた場合の推計となります。

建設工事単価は、先ほど説明いたしました自治総合センターの「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の更新及び大規模改修の単価を用いておりますので、これは、実際の工事単価とは異なります。また、使用する単価は平成23年の報告書によるものでございますので、平成29年度までの約16%の建築物価の上昇分を加えて計算をしております。なお、造成費、用地費、設計費は含んでおりません。

現第1体育館は、延床面積が6182.88平方メートルでございまして、改修の場合、工事費単価は25万1千円となり、建てかえの場合、45万1千円となりますので、工事費については15億5190万3千円となります。建てかえの場合、繰り返しになりますけれども、現第1体育館と同じ6182.88平方メートルの体育館に建てかえた場合が27億8847万9千円となります。参考に、先ほど概算経費比較で示しました8800平方メートルの体育館に建てかえた場合を並記しておりますが、金額については39億6880万円となります。

建設工事比較をした場合、改修工事を1といたしますれば、建てかえ工事費は1.8倍になります。しかし、耐用年数が、改修の場合は20年、建てかえの場合が60年と想定いたしますと、1年間の平方メートル当たりの工事費を計算いたしますと、改修の場合、1年間に1平方メートル当たり1万2550円かかることに対しまして、建てかえの場合は7520円となります。

結果といたしまして、工事費は同規模体育館の建てかえの場合、改修に比べて1.8倍になり、8800平方メートルの体育館に建てかえた場合は2.56倍となりますが、1年間当たりの平方メートルコストは約60%となるというものでございます。

この資料は、改修と建てかえの場合の費用比較のためのものでございまして、新たに体育館を建設するとなった場合の実際の建設費とは異なりますので、その点ご了承くださいます。以上、体育施設分の資料説明となります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:29

再 開 10:29

委員会を再開します。

○都市施設整備推進室副室長

庄内温泉筑豊ハイツについて、説明いたします。お手元の庄内温泉筑豊ハイツの資料をお願いいたします。資料につきましては、3つの資料を提出させていただいております。

資料要求にございました「3施設に対する市民意見等をとっていけば、その市民意見の内容についてまとめた資料」につきましては、筑豊ハイツについては市民意見をとっておりません。

それでは、筑豊ハイツ資料1をお願いいたします。庄内温泉筑豊ハイツ周辺図でございまして、図面の下段に注釈を記載してございまして、赤枠が市有地でありまして、青枠が広域公園として福岡県の都市計画区域として決定しております区域のうち、供用開始されております部分を図示しております。中央の溜池が赤と青の破線となっておりますが、土地は市有地であり、かつ福岡県の都市計画区域外であることから、このような色分けとしております。注釈2に記載しておりますが、市有地のうち広域公園敷と

して福岡県の都市計画区域に決定されている土地につきましては、本市が福岡県に無償貸し付けをしております。

筑豊ハイツ資料2をお願いいたします。筑豊ハイツ再整備スケジュールの想定でございます。新体育館と同様、都度見直しがあることをご了承願います。想定されます方法として、「市による多目的施設的设计・施工と民間事業者によるホテル的设计・施工」のパターン1と、「民間事業者による多目的施設・ホテル的设计・施工」のパターン2が考えられますことから、2つのパターンを作成しております。スケジュールのうち、本市が行うものを実線で、民間事業者が行うものを点線で図示しております。2つのパターンの共通事項としまして、本市において、飯塚国際車いすテニス大会での選手サロンや通常の会議、研修に利用します仮設の多目的施設を設置することとしております。

また、市による多目的施設の整備のパターン1では、多目的施設が国際車いすテニス大会後の開設となりますことから、他の手法による発注方法を検討しております。リース方式による多目的施設の整備が考えられましたことから、参考としてリース方式による発注の場合を記載しております。

筑豊ハイツ資料3をお願いいたします。筑豊ハイツ再整備の本市負担分の概算経費でございます。この概算経費は、「市による多目的施設的设计・施工、民間事業者による宿泊施設的设计・施工」のパターンにて算出しております。概算経費の算出にあたりましては、表の下段に記載させていただいておりますとおり、本資料は、施設整備を検討するための概算による積算数値であり、実際の事業費とは異なりますことをご了承願います。経費算出にあたりましては、宿泊施設部分と多目的施設部分で区分しまして、右側に合計を記載しております。

次のページをお願いします。筑豊ハイツの配置図を添付させていただいております。宿泊施設を整備する区域を赤枠の敷地①、多目的施設を整備する区域を青枠の敷地②と仮に定めて算出しております。

前のページに戻ります。土地の整備費につきましては、測量・設計、造成工事費で、合計欄となりますが、7669万円と見積りまして、建物の整備費につきましては、現施設の解体、手数料、設計費、建設工事、仮設建築物の経費で、合計欄となりますが、4億501万6千円を見積りまして、合計で4億8170万6千円を見込んでおります。

下段の参考の欄に、資料2においてお示ししました「リース方式による発注の場合」の経費として、10年リースで2億926万1千円を見込んでおります。下段の注釈7に記載しておりますが、筑豊ハイツ再整備にあたりましては、現時点では、補助金・交付金がなく、地方債も交付税措置が見込めないものであります。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツについての説明を終わります。飯塚市地方卸売市場についてご説明いたします。

市場の資料をお願いいたします。資料につきましては、5つの資料を提出させていただいております。

資料要求にございました「3施設に対する市民意見等をとっていただければ、その市民意見の内容についてまとめた資料」につきましては、飯塚市地方卸売市場について市民意見はとっておりません。

それでは、卸売市場資料1をお願いいたします。市場移転検討地の位置図でございます。検討委員会において、現卸売市場と、これまで検討に上がりました6地点を①から⑥で図示しております。

2ページをお願いします。図面の下段に注釈を記載しております。赤枠が市有地でありまして、青枠が民有地であります。赤枠内にそれぞれ面積を記載しておりますが、この面積は図面上から測ったもので、実際の面積と異なりますことをご了承願います。水産物部に記載しております面積は、民有地を含んだ面積であります。

3ページをお願いします。各図面で共通する枠囲いとしまして、黒破線枠が検討地、赤枠が市有地、

青枠が民有地となっております。必要面積につきましては、公設市場建物を平屋建てとした場合3万3千平方メートル、一部重層化しても2万5千平方メートルを必要面積として検討委員会にて協議されておりますが、今回の卸売市場移転にあわせて、場外市場の開設が検討されておりました、その施設面積が1500平方メートルを想定しておりますことから、建物を全て平屋建てとした場合の必要面積は3万4500平方メートルにて移転候補地を検討いたしております。

3ページは、検討地①の庄内工業団地グラウンドの図面でございまして、赤枠の内側に黒破線を記載しておりますが、これは同じ部分を囲っているものでありまして、面積は2万8835平方メートルでございます。

4ページをお願いします。検討地②の健康の森公園でございます。検討地として黒破線で囲んでおります土地は3万8500平方メートルありまして、3万4500平方メートルが確保できております。

5ページをお願いします。検討地③の鯉田工業団地第1区画でございます。赤枠の内側に黒破線を記載しておりますが、これは同じ部分を囲っているものでありまして、面積は2万9720平方メートルでございます。

6ページをお願いします。検討地④の庄内体育館及び野球場でございます。検討地として黒破線で囲んでおります土地は4万1千平方メートルありまして、3万4500平方メートルが確保できております。

7ページをお願いします。検討地⑤の鶴三緒八木山バイパス沿いでございます。土地は、民有地でございまして、具体的な検討に至っておりませんことから、この区域において3万4500平方メートルが確保できることを図示させていただいております。

8ページをお願いします。検討地⑥の庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿いでございます。土地は、民有地でございまして、工場が稼働しておりますが、所有者と協議できる範囲での検討地として黒破線で3万4500平方メートルを図示しております。

資料2をお願いいたします。地方卸売市場移転スケジュールの想定でございます。想定されますスケジュールとして、3パターンにて検討しております。このスケジュールにつきましても、新体育館、筑豊ハイツと同様に、その都度見直す必要がございますことをご了承願います。

表の下段枠外に記載しておりますとおり、民有地であります⑤と⑥については、市場の移転先決定までに地権者の合意を得ることでのスケジュールとしております。

1パターン目が、「庄内工業団地グラウンド」、「健康の森公園」、「鯉田工業団地第1区画」、「庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿い」の4地点のパターンで、「庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿い」が民有地であるため、用地買収が伴いますが、それ以外では、平成30年度に測量設計、建築の基本設計を行い、31年度に造成工事、建築の実設計、32年度に建築工事を行うものでございます。

2つ目のパターンが、「庄内体育館及び野球場」のパターンで、平成30年度に測量設計、建築の基本設計を行い、31年度に建築の実設計、体育館と野球場があることから31年度から32年度までの2カ年間で解体・撤去工事と造成工事を行い、33年度に建築工事を行うスケジュールとしております。

3パターン目が、「鶴三緒八木山バイパス沿い」のパターンで、平成30年度に測量設計、建築の基本設計を行いまして、農地関係者との調整が必要であることや民有地で複数の所有者がいることから31年度にその期間を設けまして、32年度に建築の実設計、32年度から33年度までの2カ年で造成工事を行い、34年度に建築工事を行うものでございます。

資料3をお願いいたします。卸売市場移転検討地ごとの概算経費でございます。概算経費の算出にあたりましては、表の下段に記載させていただいておりますとおり、本資料は、施設整備を検討するための概算による積算数値であり、実際の事業費と異なりますことをご了承願います。

土地の取得費については、「健康の森公園」、「鶴三緒八木山バイパス沿い」、「庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿い」の3カ所が生じまして、「健康の森公園」については、飯塚市土地開発公社からの買戻し額、民有地の2カ所は、平成28年度の全国地価マップ固定資産税路線価から算出しております。

土地の測量・設計については、造成面積から算出しており、造成費は表下段の注釈4にございますとおり、「外周に擁壁を設置し、盛土を要する場合の単価」、「比較的平坦な箇所を造成する場合の単価」、「切土、盛土を要し一部擁壁がある場合の単価」を用いて算出しております。

建物につきましては、「庄内体育館及び野球場敷」で、体育館があることから現施設解体費を算出しております。

建築工事費については、福岡市の青果市場を参考に、現在、検討委員会にて協議しております面積にて算出しております。

このような方法により算出しました、整備費は、合計の欄でございますが、庄内工業団地グラウンドが32億5403万円、健康の森公園が34億9669万8千円、鯉田工業団地第1区画が32億6469万4千円、庄内体育館及び野球場が35億3530万2千円、鶴三緒八木山バイパス沿いが40億4223万1千円、庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿いが34億7964万3千円となっております。

財源としましては、青果部の整備において農林水産省の強い農業づくり交付金が見込まれますことから、3億7052万5千円を記載させていただいております。地方債としては市場事業債となりまして、償還期間20年、利率1%で計算しております。

続きまして、資料4をお願いいたします。飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書、平成29年7月31日現在で、関係者と協議している案でございます。

この答申書案を本特別委員会に提出するにあたりまして、検討委員会の委員皆様に、事前に説明させていただいております。

その中で、この案が公表されると、これが決定事項であると思われてしまうことが心配であるとのご意見をお持ちの委員がいらっしやいまして、本答申書案は、あくまで協議中のものであり、この答申書案が検討委員会として決定しているものではない旨の説明をさせていただいております。

それでは、答申書の中身に入らせていただきます。表紙をめくっていただきますと目次がございます。

この答申書案は、第1章の「基本構想答申にあたって」から第5章の「次年度以降のロードマップ」までの5章にて構成されております。

2ページをお願いします。この答申書案では、各項目の冒頭に枠囲いをして、要旨を記載することとしております。

目次のページにお戻り願います。第1章は2部構成となっております、「1. 施設整備基本構想答申の趣旨」、「2. 飯塚市卸売市場を取り巻く環境と課題」としまして、青果部、水産部、花き部ごとの状況、共通の課題を記載しております。第2章「本市卸売市場経営戦略」は4部構成となっております、1では、農林水産大臣が定める「第10次卸売市場整備基本方針」、2では「本市卸売市場の今後の展望」、3では「本市卸売市場の今後の方向性」を記載しております、施設整備による顧客の呼び

戻し、場外市場の開設、取り扱いアイテム数の強化を目指すこととしております。

36ページをお開き願います。36ページからは、「4. 本市卸売市場の取扱金額と数量のシミュレーション」でございまして、平成36年度の取扱金額及び数量は、青果部では約99億円の4.9万トン、水産物部では約17億円の1754トン、花き部では約4億3千万円の445万本と想定しております。

41ページをお願いいたします。第3章「新市場整備方針」は6部構成となっております、1では「施設の現状と課題と社会要請への対応」、42ページの「2. 施設整備内容」では、(1)の「施設整備の機能」として、閉鎖型施設・コールドチェーン、場内事業者による施設整備、防災機能を整理しまして、43ページをお願いします。(2)の「施設整備の規模」として、施設全体面積は施設を平屋建てとした場合3万3千平方メートル、一部重層化しても2万5千平方メートルを必要面積として記載しておりますが、今回の卸売市場移転に合わせて、場外市場の開設が検討されておまして、その施設面積が1500平方メートルを想定しておりますことから、建物を全て平屋建てとした場合の施設全体面積は3万4500平方メートルにて移転候補地を検討いたしております。

建物としましては、青果部が8900平方メートル、水産部が1460平方メートル、花き部が700平方メートルとしておまして、この面積は今後、基本設計等の段階で詳細検討を行う必要があるとしております。

44ページに、仮ではありますが、平屋建ての場合の新市場施設レイアウトを掲載しております。

45ページをお願いします。「3. 施設整備パターン」としましては、現地改修、現地建てかえ、移転新築の3パターンが考えられますが、現地改修は、全体的な市場施設の老朽化のため、施設整備を再度検討する必要があること、現地建てかえは、時間と費用が余計に必要となること等から、今回の答申案は、移転新築を軸に検討することとしております。

46ページをお願いします。4の「移転新設における移転候補地」としましては、(1)の「移転候補地選定の条件」として、「2万5千平方メートル以上の面積が確保できること」、「交通アクセスが良いこと」、「一定の道路幅員があること」、「周辺部に住宅地がないこと」、「災害リスクの高い区域でないこと」を基準として検討しております。

移転候補地につきましては、市から提案しました「庄内工業団地グラウンド」、「健康の森公園」、「鯉田工業団地第1区画」の3案と検討委員会委員から提案されました「庄内体育館及び野球場」、「鶴三緒八木山バイパス沿い」、「庄内工業団地四つ角付近八木山バイパス沿い」の3案の計6案にて検討しております。

当初、1カ所に絞ることで協議を進めておりましたが、候補地それぞれにメリット、デメリットがあり、決定にはより詳細な協議の上に現実的な決定をすることが望ましいということで、答申案をまとめることとしております。

49、50ページをお願いします。図表3-6「移転候補地の概要と評価」を表形式で記載しております。項目としましては、移転候補地の条件である5つの評価項目、用途地域、容積率、建ぺい率、メリット、デメリットをそれぞれ記載しております。

52ページをお願いします。5の「施設整備・運営手法」では、本市の卸売市場は、当分の間は「公設公営の市場」として運営を継続することとしておりますが、「施設整備・運営パターン」において、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」の3つの形態の特徴を整理しております。

54ページをお願いします。(2)の「民間活力導入手法の検討」において、PFI事業について、検討、協議されましたが、新市場においてPFIを導入することは現実的ではないとの結論に達してお

ります。

55ページの(3)「概算事業費」につきましては、資料3にて説明いたしました事業費を掲載しております。

57ページをお願いします。(4)の「事業実施手法の検討」として、事業手法については、スケジュールや柔軟な設計等を重視すること、市が施設利用者の意見を随時参考にしながら、設計業者等と協議していくことを記載しております。

58ページをお願いします。6の「新施設における使用料の算定方法」では、特別会計への操出基準を考慮するとともに、他市の例を参考に施設使用料の算定方法を記載しております。

59ページをお願いします。第4章「場外市場の整備」は、7部構成となっております。59ページから74ページにかけては、「場外市場機能の意義」、「場外市場の市場性」、「場外市場の競合店舗」、「場外市場の運営組織の検討」、「事例から見る場外市場運営」、「場外市場のコンセプト」、「場外市場の必要施設」を整理しております。

75ページをお願いします。第5章「次年度以降のロードマップ」では、公設市場と場外市場を区分しており、公設市場については、平成33年度の運営開始を目指すこととしており、場外市場については、推進母体設立から4年目に運営開始することで整理しております。

続きまして、卸売市場資料5を説明いたします。この資料は、平成28年度に独立行政法人都市再生機構、いわゆるUR都市機構に委託しました「中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務委託」の報告書の抜粋でございます。

本市では、地方卸売市場を移転する方針を決定しておりますが、近畿大学九州短期大学から市場跡地を同短期大学の移転先として検討したいので、市の計画の一部に加えていただきたい旨の要望がありましたので、今回の委託では、同短期大学が市場跡地に移転する場合を検討しております。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。この報告書は、第1章の「飯塚周辺地区における具体化方策の検討」から第8章の「課題の整理及び対応方針案作成」までの8章にて構成されております。

3ページをお願いします。地区の現状と課題を整理しております。まず、地区の現状につきましては、地区の変遷、地区の上位計画での位置づけ、状況の変化、地区の弱み、地区の強みの区分にて整理しております。

4ページをお願いします。地区の課題図では、昭和通り沿線の日常生活利便機能の充実区域、飯塚駅及び駅前の機能強化・アクセス強化・バリアフリー化、近畿大学九州短期大学移転後の利活用、炭都ビル跡地の利活用、卸売市場移転後の土地の利活用、公園の再編、未整備都市計画公園への対応等を図示しております。

5ページをお願いします。菰田地区の地域別まちづくり方針図でございますが、この図面は、平成22年4月に策定しました「飯塚市都市計画マスタープラン」からの引用でございます。

6ページをお願いします。整備方針図としまして、卸売市場エリアを「まちの拠点整備」区域、飯塚駅西口を「まちの顔整備」区域、飯塚駅東地区を「まちなか再生」区域として、整理しております。

次の7ページから8ページにかけては、「事業スキームの検討の流れ」でありまして、市施行による区画整理事業、市施行の区画整理事業以外の代替手法の検討がされております。

9ページをお願いします。事業フレームのパターン別の検討でございますが、土地区画整理事業をパターン1、短期大学敷と市場敷を土地交換する場合をパターン2としまして、パターン1では、土地区画整理事業の施行者が市の場合の2つのパターン、URの場合の2つのパターン、施行者が飯塚市でU

Rが受託する場合の2つのパターンの計6パターンにて概算事業費が算出されております。

土地区画整理事業をする場合での事業費ではありますが、表の下から7段目にあります「市費負担計」の欄では、11億1580万円から36億700万円が見込まれる試算がなされております。

10ページをお願いします。飯塚駅周辺地区における再検討事業ケースの評価であります。市場敷と短期大学敷を一つの土地区画整理事業で行い、換地によって土地交換を実施する場合のケース1と市場敷と短期大学敷をそれぞれ別事業として実施し、市場敷の使用収益に合わせて、土地売買によって土地交換を実施する場合のケース2について、本市、近畿大学九州短期大学、URそれぞれの視点からメリット、デメリットが記載されております。

11ページをお願いします。検討エリアにおける「まちづくりの考え方」を整理したものでございます。多様な事業・整備手法の連携・連鎖・複合を支え、展開する「エリアプロデュース手法」によるまちづくりの持続的な実践、飯塚の特徴である大学との連携強化を強く意識する、こういったことが提案されております。

12ページをお願いします。まちづくりコンセプト案でございます。「まちの拠点整備」としまして、卸売市場跡地を公園ゾーン、コミュニティゾーン、近畿大学九州短期大学、居住ゾーンとし、「まちの顔整備」としまして、JR飯塚駅を中心とする東西歩行者軸の整備、「まちなか再生」としまして、菰田公民館を核として近畿大学九州短期大学敷を居住ゾーンとするまちづくりを図示しております。

13ページをお願いします。整備の方向性でございますが、これは、前のページのコンセプト案を文章化したものでございます。

14ページをお願いします。概略スケジュール案でございます。この案は、区画整理事業を行う場合のスケジュールとして見積もられたものでございまして、新卸売市場の開設が平成32年度の場合と平成33年度の場合の2パターンで作成されております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、次に、前回の委員会で質疑があつていました「市長がこういった形でこの3施設の整備を進めていきたいのか」ということについて、市長ほうからご答弁をお願いしたいと思います。

○市長

ただいま説明がありました3つの施設の進め方、また、それらに対する考え方ということでございますが、御承知のとおり、この3つの施設、それぞれに老朽化等の課題を抱えておりまして、よってその対応につきましてはスピード感をもって取り組んでいく必要があるというように考えております。

その上で、この3つの施設の重要性に鑑みまして、将来の飯塚市にとって、市民にとってまた、最適な施設となるよう最善策を検討しなければならないというように認識をしています。

3つの施設のうち、体育館につきましては、本年5月の体育館等施設整備検討委員会からの答申をいただきましたが、それらの内容も鑑みまして、飯塚第1体育館は、隣接する第2体育館とともに現在地以外の場所での建てかえを進めていきたいというように考えております。新たに整備いたします体育館は、体育館本来の目的であります、多くの市民に利用され、さまざまなスポーツ大会が開催され、子どもから高齢者まで幅広い世代の人が集い、交流が育まれるような施設としたいということを考えますと建てかえという必要があるというように考えています。あわせまして、昨今の地震等大規模災害が発生しております我が国の現状からしましても、広域的な防災拠点としての機能も体育館にはあわせ持つ必要があるというように考えております。

次に、筑豊ハイツにつきましては、飯塚国際車いすテニス大会において利用され、広域レクリエーション施設に隣接する、大変、ポテンシャルの高い場所に現在、立地しております、2020年を見据えた中で民間活力も最大限に活用できるような形で検討を進めていきたいというように考えております。

市場につきましては、特に老朽化の著しい水産物部の整備が急がれております。市場関係者の皆様が働きやすく、かつ、最新の施設とすることで、市民に安定的な食糧を供給する市場本来の機能が効果的に発揮できるよう、専門的な見地を取り入れながら、また、市場関係者の皆様との意見交換を図りつつ、施設整備の方針を定めていきたいというように考えておる次第でございます。

○委員長

はい、ありがとうございました。暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

これより質疑に入りますが、質疑の進め方としましては、施設毎に分けて行い、順序としては、体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の順で行いたいと思います。なお、先ほど市長から、それぞれの施設の整備の進め方についての発言もございましたので、その考えに対する質疑を中心に行っていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。質疑を許します。

○松延委員

市長が先ほど方針について、今後のスキームについてちょっとお話いただきました。私としてはもう少し市長に何と言いますかね、インパクトのあるような、ある程度具体的に申しますか、その場所、時間等について言っていたかったなというに思います。

なぜかと言いますと、ハイツに関しては南アフリカまで行かれたことですし、これはもう2020年というパラリンピックの事前のキャンプ地として、候補地でも新聞報道されましたようにありますので、もう少しそういうところも踏み込んでいただきたいというに思っております。

また、体育館につきましては、これはもう当然のこと、耐震の基準に合わんということですから、県からの指導も受けたということでございますので、この点につきましても、ある程度、規模あるいは機能をどこまで持たせるというような意味で、この体育館についても、もう少し踏み込んでいただきたい。あと、先ほど言われましたように、スピード感を持ってということでございますので、その中でこの体育館につきましては、やっぱりこれ要するに県の中央地であって、大体、福岡南部あるいは豊前等から1時間ぐらいで来れる場所なんですね。それで、やはりつくる以上は、財源の問題、先ほどの充当率あるいは交付税参入等々ありましようけども、例えば、50億円かかったら50億円のうちの、55円かかったらだめなんかとか、60億円かかったらだめなんかということなくして、先ほどの、市民から本当に喜ばれる施設ということで市長も言われましたので、そこら辺のところ、1、2割、市長はその後10年先責任持たれるかどうかと問われると、いろいろ財政部長もおられますので、財政部長も固い人ですから大変だと思いますけどもね、やはりつくる以上は、皆さんから喜ばれる、そしてまた、県のど真ん中でありまますので、県大会あるいは九州大会が開かれるような施設等も視野に入れていただきたいなと思っております。

それで、あと一つは市場の問題ですけども、これも参考資料に、菰田地区の活性化基本計画も添えてあります。これは菰田地域の住民の方、それとまた市場の内部の問題、これはちょっと私に言わせたら時間がかかる。かけなければ場外市場もあるもんですからね。ここら辺のところはかけるべきだという

ふうになっておりますので、まずはハイツ、体育館の問題について先行してこの時間的なスキームに合うように、交付税の、先ほどの補助金の問題等もありますので、これを十分にいかして進めていただきたいと思っておりますので、市長、いま一度市長としての決意、ここら辺のところをちょっと、いろんな、この先ほどの資料説明、各部長の説明につきましては、あくまでも資料ですからと、決定をしておりますと言われたものの、やはりこれはいろんな検討、施設整備検討委員会を市がさせた上での上がってきた答申ですからね。これは最大限重要視されることであろうと思っておりますので、ちょっとそこら辺のところ、もう、市長の自分の思いを、ことしの2月26日に就任されたんですから、市民にこたえられるようなことで、私はこうやりたいというようなことで、いま一度答弁ができましたらお願いいたします。

○市長

ありがとうございます。非常に具体的な体育館、そして筑豊ハイツ、卸売市場について、質問者ご自身のイメージもしっかり持っていていただいておりまして、感謝申し上げます。

まずは今回の朝倉、そして東峰村での震災をテレビでも私拝見しましたし、実際に東峰村のほうも見える範囲で見てまいりましたが、そのような意味からも、ぜひ体育館につきましては、もし大規模災害があったときの拠点となる避難所になるでしょうし、仮設住宅が整備されるまでの間、住民の皆様安心して避難していただけるようなスペースだとか、空調設備だとかいうようなものができるだけ早く必要だということを実感をしているという次第でございます。

また、それぞれの地域では、学校のほうは耐震工事等終わっておりますので、避難が学校でございます。これ熊本の震災もそうです。でも、学校が避難所になった分、実は学校での通常の学習、生活が成立してないそのしわ寄せが子どもたちに来てしまっているという被災地の現状もございますので、そのようなことにもならないように体育館や、今回の案件とは直接はかかわっていませんが、公民館等の整備については早急に進めることも私の責務であるというように考えております。

それぞれに老朽化等の課題もありますので、急ぎと思うわけですが、御承知のとおり、それぞれに大きな財源を伴うことにもなりますので、この点も鑑みながら進めていきたいと思っております。特に体育館につきましては、国の交付金や有利な起債の活用についてしっかりと研究をしていきたいと思っておりますし、筑豊ハイツにつきましては、これも先ほどご指摘がありました。私としましては、できたら2020の東京パラリンピックの前の事前キャンプ、その年の事前キャンプに間に合うような整備を、民間の活力もいかした中で間に合うような完成を目指したいと考えています。

最後に、市場につきましては、施設整備後の運営を見据えた検討も必要ですし、ご指摘がありました移転後の跡地、これは市有地としては非常に大きな面積を有するところですから、菰田地区はもちろんのこと、飯塚市全体の発展を見据えた活用をどう図るかということ、地元の声、そして議員の皆さんのお考えも拝聴しながら進めていく必要があると思っておりますので、トータルではかなり時間を要することにはなりますが、しかしながら、その跡地活用に行き着くまでには新しい市場を準備して、そこに移っていただくだけの準備は逆に急がなくてはいけません。そのように考えております。

体育館については、特例債や最適化債等有利な起債があるその期日までに何とか完成をさせたい。そして、筑豊ハイツについては、東京パラリンピックのその年度の事前キャンプ地で活用していただけるような環境づくりに間に合わせたい。市場につきましては、先ほど言いましたような将来的なことも考えながら、多角的、多面的に考えていきたい。そのように思っている次第でございます。

スピード感を持ってやることはもちろんですが、ぜひ市民にとってこれからおそらく50年、60年と活用していく、ある意味市のシンボリックなものにもなりますので、進め方については、随時、市民の

皆さんの目に見える形でお示しをすることも大事にしながら進めていきたいと思っておりますので、できましたら、議員の皆さん方のご理解とご協力をいただき、来年度の予算にそれぞれ何らかの形で反映して、スタートを切ろうとしているというような市全体としての姿勢をお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

○道祖委員

今、市長がいろいろ述べられておりますが、財源の問題で確認したいんですけど、体育館についてはここに書いてあるように公共施設等適正管理推進事業債を活用するというようになっております。合併特例債はこれ使わないのか、それと筑豊ハイツについても合併特例債は使わないのか、その点まず確認させていただきたいと思っております。

○財政課長

体育館につきましては、合併特例債の財政見通しの中で改修というところで財政見通しをしております。合併特例債につきましては、平成32年度までの適用になりますので、その一部分が活用できれば、合併特例債の一部も活用できるのではないかとというふうに考えております。筑豊ハイツについては、合併特例債の部分については検討はいたしておりませんでした。

○行政経営部長

財政課長が言いましたように、合併特例債は年度が平成32年、それから、この推進事業債は期限が延びまして、33年ということで1年延びた形になっております。それで、今言いましたように合併債は、改修ということで予定はしてますけど、マックスではありませんが、設計とか、そういうのを事前に行うとか、工事の切り離しをしてやるとか、そういうことで使用は可能です。可能ですけど、今現在この組み立ての中ではこういう形でしております。ただ、合併債を使いますと、今出しておりますこのシミュレーションからすると、若干少なくなるということになります。それから、筑豊ハイツについては非常に適債性難しいということで判断なされておりますので、これについても県、国を通じて話していきたいというふうに思っております。

○道祖委員

確認しますが、合併特例債は平成32年度までですよね。これは、合併特例債は、施設に対して着工しとけばいいというお話なのか、それまでに、例えば今設計費と言われましたけども、設計が終わる、使うのは終わるといふ、1つの事業が終わるまでなのか、それともう一つ先ほど言いましたこの公共施設適正管理推進事業債、これは33年度、活用期限が33年度と言われましたけれども、33年度までに着工しとけばよろしいのか、着工と完了では事業計画が狂ってきますんで、そこのところをまず確認させてください。

○財政課長

合併特例債、最適化事業債につきましては、繰越事業ができますけれども、あくまでも繰り越したとしても完了ということが条件でございます。

○道祖委員

合併特例債は完了が条件ですよね。ということは、合併特例債を使うとするならば、この工程では時間がかかり過ぎると。この工程、どれぐらいの金額を使う予定かわかりませんから知りませんが、ここに出てきてないから。使うとするならば、この工程表をもう少しスピード感を持って計画を立てていかないといけないんじゃないかなと私は思ってるんですけど、その点についてはどう思われるのか、それと、先ほど言いましたように、もう一つの適正管理推進事業債は33年度までに着工しとけばいいのか、完了なのか、これによってもまた条件違ってきますよね。

○財政課長

公共施設等適正管理推進事業債でございますが、合併特例債と同じように繰り越したとしても34年度前に事業完了しておかなければならないということでございます。

○道祖委員

であるならば、安全性を見るならば、この工程を早める方法を考えられたほうがいいんじゃないかと思えますけれど、その点についてはどう思います。そうしないと、単費持ち出しが発生する可能性があるから、できるならば1年でも、半年でも事前に計画を前倒しに進める必要があるのではないかと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今現在、スケジュール、これ想定ということでやっておりますが、けっこうタイトなスケジュールでやっております。ただ、まだ関係各課等も含めまして、短縮できるものは短縮したいと考えておりますが、今現在のスケジュールではちょっと厳しいようなスケジュールはつくっておるのは確かでございます。

○道祖委員

厳しいというのはわかるんですよ。だけど市長の、市長としてはできるだけ早くやっていきたいという思いがある。きちっとスケジュールを組んでみたらここまでになりましたよとおっしゃるけどね。悪いですけど、先ほどから指摘されてるように、体育館の耐震の問題ももうないということで早くつくりかえるということになってきてるわけですよ。これは新しい体制になって始まったわけではない。ただ取り組みがおくれ過ぎてるから今日こういうふう計画になっておるわけですから、そのところはやはり財政を第一に考えていったときには、安全性を取るほうがよろしいんじゃないでしょうかね。関係部署と話してということですけども、ある程度、体育館の大きさというものは決まっておりますしね。体育館にかぎって言えばですね。私はそういうように思います。

それと筑豊ハイツについては、それは考え方もう一回、担当者じゃなくて市長、副市長なり、トップはちゃんと計算すれば、そういう仕事、取り組みが速くなる可能性ありますから、その辺の考え方を示していただきたいのと、筑豊ハイツに対しては、市長がおっしゃってるように、パラリンピックの関係があります。事前の関係があるから、やはり2020年までには、2019年度以内には完成を見ておかななくちゃいけないというふうに私思うんです。それで、筑豊ハイツについてはちょっと資料見ながら確認させていただきますけど――。

○委員長

ちょっと道祖委員、ちょっと進め方として、一応ある程度言っていたら、次で体育館だけを中心に行きたいと思えます。ちょっと短めに――。

○道祖委員

じゃあ短めに言いますけど、筑豊ハイツについては2020年までにということですから、要は、ここに出てくる資料は宿泊施設と多目的施設の2つをつくっていきますというのは結論として出てくるんです。多目的施設の工事費が1億4947万2千円というふうになって上がってきております。この、じゃあ内容はどういうものになってくるのか確認させていただきたい。

それと、宿泊施設については2020年までにつくらなくていいのかということですよ。民間ということで、このスケジュール表にはちゃんと32年となってるんですけど、ただ、民間事業による負担だから、建設費用等が載ってこない。ゼロ、ゼロ、ゼロですよ。これはいかがなものかなと。やはり、どういうものをつくるということ、きちっと行政が提案して、どれぐらいの費用がかかるんだ

と。民間がそれができなかつたら、行政としてそれはやるのかやらないのか、そこのところまではっきりしておくべきではないかなと。ケツ。ケツと言ったら悪いですけど、2020年オリンピック・パラリンピックというのが一つの区切りであるというのは決まってるんですから、それに対応できなかった場合はどうするのかと。これについての考えを示していただきたいと思います。

○都市施設整備推進室副室長

多目的施設につきましては、さきの特別委員会で提出させていただきました約300平方メートル程度の多目的ホールを設けまして、それにあとトイレや配膳室、倉庫程度を考えております。民間ホテルにつきましては、金額についての、すいません、算定はしておりませんが、郊外型のビジネスホテルでできるだけ安価といいますか、費用のかからないようなホテルを誘致したいというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:21

再 開 13:22

委員会を再開いたします。

○市長

道祖委員のほうからの2点にわたって計画と現状とについてお尋ねがあったと思います。

まず体育館につきましては、実は内部の話し合いの時点でも、今ご指摘のような論議をいたしました。できるだけ短縮をすることによって、有利な起債を活用をすべきだろうということで、そのためにも、例えば、ここで基本設計と実施設計をもうセットで発注することによって、より短期間にできるのではないかというような協議もしましたし、先ほどこれ財務のほうでお答えいたしました。できるだけ有利な起債を使うために、設計については特例債を使うとか、建物のこの部分については先行して建築をするとするなら、その部分だけでも起債を使うとかいうような方法も含めて検討しようというようにしております。その方向をさらに中でも協議をしていきたいと思っております。

筑豊ハイツのほうにつきましては、もし民間活力を利用できないときには市としてでもやるのかということにつきましては、現時点では民間の活力を利用できるはずだということで、もしくは利用できる可能性を中心に動いているところがございますので、そのことが難しくなりましたときには私どもでまた計画立てたものをご相談させていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○道祖委員

であるならね、いつまでというのは、やっぱり言うようにケツが決まってるんだから、判断する時期を逸したら延びちゃうんですから、そこを逸しないように判断をきちっと、間に合うという判断に立って、宿泊施設をどうするかというのをきちっとこの委員会等に考えが出てきたら、報告していただきたい。そうしないと間に合いませんよと思っておりますよということだけ言わせていただきます。

○委員長

委員にお願いします。一応今筑豊ハイツの問題もかさんできてるんですけど、ちょっと今から体育館を中心とした中での質疑をお願いしたいなと思っております。そうしないと整理が――。

○川上委員

先ほど、午前中に片峯市長の資料説明の後の所信をお聞きいたしました。私は今回の、先ほど説明を聞いておりましたが、百数十億円におよぶとみられる事業になりかねないわけですが、これにどう望むかについては、合併以降11年間の合併特例債その他の有利な借金と言われるものについての利

活用状況について、市がどのように振り返っておるか、考えておるかということが問われると思うんですよね、まず。例えばこの新庁舎、例えば学校、水害、中心市街地、考えられない巨額をこのわずか10年の間に展開してきたわけです。今また第2次総合計画をつくって、福祉の増進を第一にするよと明記して、この方向で行こうということを決めた段階で、これほど大規模なハコモノ行政と呼ぶ人もいるかもしれません。こういう、飯塚市にとっては非常に大規模な大型のハコモノをつくらうということは今議論してる最中なんだけど、このことについて、どういった点を大事に考えるべきかと。ここについては先ほどの市長の所信の中にはなかったんですよ。だから、そこのところをどう考えておるのか、考えているのであれば聞かせてもらいたいと思います。

○市長

はい、そうですね。先ほど松延委員さんからの質問の中では、今、川上委員がご質問の観点を加味したつもりでございますが、再度ちょっと整理させて述べさせていただきます。例えば、体育館を改修するか、それとも建てかえか、これはおそらく私だけでなく、市の執行部、悩んだものは多いと思っています。もし改修したとしても、今から先の本当に筑豊地区の中心スポーツ拠点としての体育館としてはほぼ活用ができない。その理由は、駐車場が整備できてないことと空調が現状で、改修では無理だということでございます。

また、これからの高齢化社会に対するバリアフリー化についても、御承知のとおり1階については何とかそれに近い形は整ってますが、2階については大規模改修を伴わなければそれが無理だという観点からしますと、今後、筑豊地区での大会はもちろん、地理的にも福岡県のほぼ中心にありますから、福岡県の大会が、小学校、中学校、高等学校ぐらいではできるような体育館は飯塚市としてつくるべきだろうとも思っています。

それ以上に、例えば九州大会とか全国大会にしますと、かなりの数の観客席数を設けなければいけなくなりますので、それは、本市の財政体力を考えたときにはすべきでないだろうというように思って、先ほどのような判断をしているところでございます。

今後、50年、60年と使う施設ということを考えましたら、そこまでもつ、そして、体育館本来の目的である多くの市民に利用していただけるようなバリアフリーも整ってます、駐車場でも来れます、交通の便も比較的いいところですよという環境設定の中で体育館建設は進めたいと思っています。筑豊ハイツにつきましては、せっかく県の施設の近くにもありますので、実際に市民の方、そしてまた県外からテニスを中心としたスポーツ関係の方々が宿泊することができ、かつ安価に宿泊することができるスポーツ施設として、本市の一つの目玉の施設となれるように、整備を進めていきたいと考えておりますので、先ほど担当のほうビジネスホテルのようなという表現をしましたが、決してリゾートのような形だとか全く考えていませんということでございます。

市場につきましては、早く移転場所を確保して、移転計画を明らかにし、と同時に、今から先の菰田地区、そして飯塚市のまちづくりのためにあの跡地をどう活用するか、多方面から意見を伺いながら、しっかりと時間をかけてでも、ここは中身については検討していくことが必要だと、そのように考えてるところでございます。

○川上委員

私は、今詳細なことまで答弁があったんだけど、今後の問題については3つの角度がいるのではないかと考えてます。

1つは、この公共施設の整備というのは、第2次総合計画で打ち出した、先ほど言いましたけども、住民福祉の増進のためのその拠点たるべきものとしての認識があるかという、この角度で行く必要があ

ると思います。高過ぎる国民健康保険税に耐え、高過ぎる保育料に耐え、介護保険料に耐え、そして保育所に入れることができない。この現実には耐えている事態をどう打開するのかということと、今度の公共施設の整備、どうリンクして考えていくのか、福祉の増進という立場でモノを考えていく必要があると思います。先ほど市長は、朝倉の被災地のことに思いを寄せて言われたんだけど、そうであるならば、例えばですけれども、一極集中型の大規模施設をつくらうという発想にはならないはずで。地域の避難施設を放棄するというふうにはならないと思うんですよね。そうしたことは考えられておるのかというのが1番。

2番目は、むだ遣いをなくしていくという発想です。これはいろいろ考えておられると思うんですけども、このときに、有利な借金という魔法の言葉に惑わされるとこのむだ遣いというのはどこまででも広がっていくと思います。

それから、3番目は透明な事業、計画、運営ができるのかと。これは改めて言うまでもないけれども、小中一貫校づくり、大規模改造の中でどれだけ100%の落札率で、1者入札で、あるいは2者くじ引きで、横行したかね。市がつくり上げたものでしょう。こういったことを反省なしに、今度は日本型PFIですか。リースを考えているとか言われるんだけど。この透明性の問題についても、きちんと振り返っておく必要があると思うんです。

そこで、そういう覚悟を執行部が持っているかどうか問われる問題が、これだと思うんですよ。耐震診断の問題だと思うんですよ。平成7年に法が定められて、20年過ぎたわけですよ。それでその間、実は、その間というか、福岡西方沖の大地震が平成17年3月20日あって、この体育館自身も異常が生じたというのは言ったと思います。アスベストがまき散らかされるという事態もあったんです。それから何年たちましたか。この間に、やるべきことはやられずに、しかも2年前に、12月3日にはあと28日で締め切りですよという通知も受けたわけでしょう。で、出しきれずに、翌年の予算計上にも載せない。耐震診断の。そして、耐震診断やる気がない。このままだったら県知事から命令が来るということもわかっていたでしょう。それでもね、ことしの3月、6月に至っても、当初でも補正でも耐震診断の予算計上しないと。今なおしてないわけでしょう。この間に、実は熊本の大地震がありましたね。大惨事が何度も起こる危険性があったわけですよ。今もある。この中で、ここに思いを寄せきらない、市がね。朝倉の話をして、何を教訓として学んだんだろうかというに思うわけです。だから私は、その覚悟があれば、市長は耐震診断のことに一番に言うだろうと思ったんです。

ここの点について、先ほど3点言いましたけど、こんなに莫大なお金を使う資格が、今市にあるのかどうか、立ちどまって考える必要があると思うんですけど、市長はどう思いますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:38

再 開 13:39

委員会を再開いたします。

○市長

違うんじゃないですかと言われましたが、たぶん耐震診断を必要な時期にせずに、そして朝倉での被災地の現状を見て飯塚市も急がなければと思うのはおかしいんじゃないかと、もっと早く気づいて動くべきじゃなかったのかというご指摘かと思いますが、「そんなこと言ってない」と呼ぶ声あり。）そうでしたらですね、「耐震診断がいの一番じゃないのかということを知っているわけですよ」と呼ぶ声あり。）これは職員のせいではなくて、耐震診断をしても、診断結果がどう出るかということ、設置年

度から鑑みてわかっていることだろうと思いますので、それならもう早く建てかえ計画を具体化して進めていくほうが得策だと思ひまして、そのような動きではだめなのかということで、県とも協議をしてきたところでございます。

○委員長

川上委員。一つそのところは違うところでご質問していただいて、市長の午前中言われたところの質疑をこれで終わります。ただいまより、体育館に関する質疑を許します。

○平山委員

経済・体育施設に関する特別委員会、今日で2回目であります。その中で、きょう午前中に委員の皆さん懇談会を開きました。その中でこの3つの問題。まず体育館の問題。それと庄内筑豊ハイツの今後どうするか。それと筑豊卸売市場。この3つの大きな問題を私たちは審議しております。この体育館施設の建てかえの中に、その大事な筑豊ハイツの問題と筑豊卸売市場が候補地になっております。まだここも決まらないのに、体育施設を候補地に持つてくること自体がおかしいじゃないかと、まずここここは外さないかんじゃないかと、体育館を建てる用地から、候補地から。そして、この体育館の予算、補助金の目安は、ほとんどついております。だから、早く体育館は体育館で別に進めていきたい。

そして今、市長が言われました筑豊ハイツは、オリンピック・パラリンピックに向けて招致までしておりますので、それはそれで、またばたばたしていくと。筑豊卸売市場も、もう議論ばっかりするんじゃないかと、もうどこにするかという、その用地を早く決めないことには先には進まないと思うんですよ。

先ほど懇談会の中でも、魚市場の方たちも、別にそんなにお金がかかるなら、私の聞いた話ですよ、いちいち飯塚市の言うとおりにして、もうしなくても、どこでも市場があると、福岡に行っても市場があるし、そこに入ってもいいよとかいうふうな話を、今いろいろ聞きよるんですよ。しかし、その問題の解決の仕方なかなか行政も、1本にまとめきれない。

それで、さっきの懇談会の中では、とりあえず体育館の施設を建てる用地を、先にきょう、できたらきょうじゅうに決めようじゃないかという話で終わってると思ひます。委員長——。「そんなことない」と呼ぶものあり。）同意はないということですので、私は先に建てる施設の場所を決めたほうがいいと思ひます。この中で。そしてそれをしたときに颯田の体育館と武道館はなくなります。そういう小さなところの施設はどうなるのかということも、話の中に加えてくださいという、庄内もなくなりますので、そういう意見も言わせてくださいということです。

○委員長

これ答えられるかな。どこが言うか——。

○上野委員

今、川上委員からの耐震の質問があったんですが、このスケジュールのとおりに行ったとしても、5年半あるのかな。供用開始までは。この間、第1、第2体育館は、耐震は多分満たされていないというご判断をされておるということにしたが、この間使用禁止にされるんですか。

○健幸・スポーツ課長

この耐震診断については、先ほど午前中の答弁でも早急にさせていただきますということを申し上げております。耐震診断結果が出ますのが今年度いっぱいぐらいにかかるかと思ひますけれども、もしそれで診断の結果次第では、やはり使用についてというのは考えていかなければならないと、最悪の場合については、使用ができないというような措置もする必要があるかもわかりません。そのところは診断結果次第だと思ひております。

○上野委員

では耐震の結果が、数字であられるのかアルファベットであられるのか、私わかりませんが、ある一定ラインよりも下回ってれば、耐震工事は行なわず、5年半、使用に制限をかけるという答弁と受け取ってよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

耐震診断の結果では、そういうことになる可能性があるかと思いますが、今、体育館の代替施設というのは、第1体育館については利用者が非常に多くございまして、それに対する代替というのは、今のところ考えられていないような状況でございまして、先ほど言われましたように、診断結果によってはその都度考えていくという形になるかと思えます。

○上野委員

今年度末までに診断計画くるんですよね。だからそれから考えていったら、もう今から来年度の予約も入っているところがあるんじゃないかと思うんですよ。だから早く診断結果がある一定以下だったら使えませんよ、もしくは耐震工事かけるんですよという判断を早急にしておくべきだと思うんですけど、市長いかがでしょうか。

○市長

確かにそのことも内部で協議いたしました。耐震診断の結果で、恐らく私どもが考える、わかりやすく説明するとA、B、Cで、Aはよほど大きな地震が来ない限り大丈夫でしょう。Bは、震度5、6の地震が来たら心配です。Cとなると、これは使用すべきではありません。このどの段階で診断結果が来るかによって、もしくはその場所、場所によって対応が変わってくると思うんですが、例えばAでしたら、注意を促しながらこれまでどおり使用していただく。しかしながら、B、Cでございましたら、使用をご遠慮していただくことも想定をしております。耐震工事については工事を実施しても、これは半年以上かかるようございまして、費用面も考えますと、建てかえという方針で進めさせていただけるならば、耐震工事をかなりのお金をかけてやりました。でも、それから3年ぐらいたら壊してしまいますということは、税金の使い道として説明できませんので、耐震工事を実施することは現在のところ考えておりません。

○上野委員

わかりました。今、市長が違う場所に建てかえをされたいというふうな、明言がありました。将来の飯塚市民にとってよい施設にしていきたいということで、また午後からの説明では、市民の皆さんの目に見えるような形でやっていきたいという、答弁あったんですけども、ぜひ市民意見をどういうふうにかかれるのか、お聞かせ願えますか。

○市民協働部長

先ほどの前回からの質問に対して担当課長が説明させていただきましたとおり、前回の永末副委員長の質問の中で市民意見を聴取した機会があるかというようなご質問に対しまして、やっていないというお答えをさせていただいております。これは最終的には市民に使っていただく施設ですので、機会があれば何らかの形で市民の意見を募集する機会を設ける必要があるのではないかというふうには考えております。

○上野委員

市長は、市民にとってよい施設で、喜ばれる施設で目に見える形でやっていきたいというふうにも言われてあるんで、市民意見は絶対取らなくちゃいけないと思いますよ。有利な起債を使える時間帯がもう決まっているんで、委員会は委員会としてその進めつつも、市民の意見というのは必ずこれ取らなければいけないと思いますよ。市長、そう思われませんか。

○市長

体育館につきましては、これまでも体育館等施設整備検討委員会、これはさまざまなスポーツ関係の団体の代表者も含めた中で、これまで検討をして答申をいただいている内容のものがまずございます。ですから、それを市民の代表の方々からのご意見、答申だというように理解して、それをきちんと尊重しながら、まず進めたいと思っています。より具体的な形になったときには、今質問者がおっしゃっているように、市民の皆さんにもこのようなもので考えていますという事で、ご意見がありましたらというようにして、公にしていくことも段階的には必要かなと思っています。

○上野委員

わかりました。答申が出るんで、それがおおよその市民のご意見の集約だというふうなご理解をされているという答弁でしたよね。今ちょっと体育館のことなんですけど、今、市長のお考えを聞くと、地方卸売市場でも基本構想答申書の案が出てますよね。これが、担当課よく聞いてくださいよ、これが市民の意見になるんですよ。行政としては、それはよく考えて答申を出してくださいよ。言っときます。

候補地なんですけど、今5つ出されてあるんです。それぞれ概算の金額は出してあるんですけども、2つは金額の計算が全くないんですよ。理由が、配置計画が不確定のため算出不可。はなからこの2つは候補地から除外してるということですかね。これ、委員会で議論できないですよ。いかがでしょう。

○健幸・スポーツ課長

まず筑豊ハイツでございますけれども、2万平方メートルというような市有地の条件で選定を行っております。その条件では筑豊ハイツ敷については、クリアすることになりますし、それらの検討を行う際に、筑豊ハイツへの建てかえについて、当初具体的な計画がありませんで、筑豊ハイツの建てかえと体育館を一体となって計画するのも可能ではないかなということで、筑豊ハイツの分の候補地の1つに選定をいたしております。

それと、B&Gについても、先ほどと同じように、2万平方メートル以上の市有地という条件で選定を行っておりますけれども、穂波グラウンド敷に体育館を建設した場合の現体育館でございます海洋センター及びその他の施設、プール、テニスコート、野球場とございますけれども、その共用部分との施設全体の整合性が不確定でございましたので、建築費を算出しておりません。

○上野委員

ほかの3つのところにしても、それぞれメリット、デメリットあると思うんですよ。行政のほうがこの2つに関しては、今ご説明あったように、非常に、現実的に難しいというふうにお考えなんですから、この2つは、この際候補地から外されてはどうですか。市長どうです。

○市民協働部長

今言われますように、物理的に難しいというところで、数字を出しておりません。ですので、我々としてもこの2つというのはスケジュール自体が不確定であると同時に、配置をどうするかというところで、物理的に非常に厳しゅうございますので、その2つにつきましては、今回は事業費だけですけれども、今後その候補地についてのメリット、デメリットというのを比較する資料なりを提出させていただく中で、難しいというところで考えておりますので、今日そういう判断をしていただくか、次回に回すかというのがありますけれども、執行部としても、非常に厳しい候補だというふうに思っております。

○上野委員

いいですか、もうちょっと言って。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:56

再開 13:56

委員会再開いたします。

○上野委員

わかりました。今日の段階では5つの候補地で上がってきているんですけど、私たち見させていただくと、金額の算定ができないような場所、今言われるように工期も非常に厳しいと。プラス、筑豊ハイツに関しては2020年までにある一定の建物を完成させたいという市長の思いもあるので、ここは非常に、この2つはもう非常に候補地としては難しいというふうに、たぶん委員の皆さん思われてるんだと思います。

もう一つ、市場、これについても非常に時間がかかると思いますので、この候補地のまま残しておくのはいかがなものかと私も思います。もし市場を残しておくのであれば、市長は否定されましたけど、耐震工事を行って10年間もたせるべきです。だから、どちらかをこれ選択されないと市場跡地を残すというのは非常に難しいのではないかとこのように思います。

もう一つ財源の問題なんですけれども、非常に有利な起債もありますが、もう担当課御存じだと思うんですけど、国は内閣府でPFIを非常に推進して、支援をしている事業がありますよね。今年度は米子市の体育館もその対象に上がっているんです。PFIはこの3つの施設の中で、市場に関しては非常に対応が難しいのかなと思いますけれども、体育館とハイツについては有益だというふうに思いますので、この点に関しても、費用負担の問題からすると十分に考えていただく必要があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

これは福岡市のほうがPFI事業でやっていることがございますので、その分は調べさせていただきたいと、検討させていただきたいと思います。

○上野委員

内閣府のホームページに支援事業で載ってますので、ぜひこの点は活用していただきたいし、これは非常に有利な条件で活用できるとなると、その財源の問題が、年度の問題が少々クリアというか、余裕をもてるんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いをして、いったん終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど市長が、3月29日に命令を受けたけれどもということですかね、耐震診断ですよ。命令を受けたけれども、しなくてもよいかという相談を県と今しているというような趣旨のことを聞いたんですけど、少し正確にしてもらえますか。

○健幸・スポーツ課長

耐震診断の分については、先ほど市長が申しましたように、県のほうには相談に行っておりますが、やはりどうしても法順守といいますか、命令を出した以上はしていただくのがということでございますので、私どものほうでも何とか早期に耐震診断をやりたいということは、県のほうには申し上げております。

○川上委員

片峯市長がする必要がないと言ってるんですよ。課長とどういう意思一致してるんですかね。

○市長

耐震診断を今年度いっぱいかけてするんでしたら、建てかえということで早期に、例えば、特別委員会今回ありましたが、ここでもご承認いただけましたら、もう場所も決めてになると、基本設計、実施設計というように、診断結果を待つのではなくて、スタートしたほうが早く工事に着手できると私は考えました。それで、その方法ではだめですかということ、自分の書簡を持って県と担当部署が協議をしてくれました。その結果、いえ、結局建つのは何年か後なので、耐震診断だけでもこれはルールですからしてくださいというように県のほうから回答がありましたので、それに従うということで、今日の午前中、説明を担当部署からしたところでございます。

○川上委員

市長としては恥ずかしくないですか。国の法律に基づいて、平成27年12月31日までに行って、その結果も出さなければならなかった。しかも18日前に督促まで受けてるんですよ。で、しない。翌年の予算計上もしない。そして、そのことが何をもちかはわかってるのに、ことしまた、市としては予算計上していない。それから、片峯市長が政策的肉づけをする6月補正でもしていない。こうした中で、福岡県にもうしなくてもいいでしょうと、悪いですかという問い合わせを片峯市長の指示でしたわけですね。これ法令順守という思想はそのときどこにあるんですかね。

○市長

私は、市民の安全を守るためにきちんと診断をしなさい。その結果がよくない、つまり診断結果で改修耐震工事、もしくは建てかえが必要だと判断したときには、ここから先が大事だと思っています。早期に市として、自治体として対応してくださいというのが法の趣旨であると思いましたので、診断、工事するまでもなく、うちは建てかえをするんですが、それではだめですかというお尋ねを、その前提に基づいてしたところでございます。

○川上委員

そのときあなたの法令順守の思想はどこに置いておったのかということを知りたいわけですよ。建てかえるから5年間は診断もしないし、補強もしませんよということを言いに行ったわけでしょう。その間、市民の命とか、どこがあったんですかね、あなたの頭の中の。そういうことを知っていますよ。だから県知事が、福岡県がそういうことではないでしょうということで、あなたを論じたのは当たり前なことだと思いますよ。福岡県が（発言するものあり）手を挙げて発言するように。しかも、今、私が質問中なんです。ちょっと落ち着いてから。なぜ議員が質問している最中に手を挙げるわけ、市長が手を挙げて発言するようにしてくださいよ。だから、言ってるじゃないですか。県から命令を受けたんだけど、どうせ建てかえをするから守らないといけませんかと。県知事は守ってくださいという話になったということなんですけど、それを言ったときに、片峯市長の法例順守の立場はどこにあったのか。しかも、建てかえが終わるまでは時間もあるわけだけでも、その間、住民、市民の命のことについてはどう考えたのかというのを知っていますよ。この2つ答えてください。

○市長

大前提として答えるなら、僕も同じことを考えていると思っています。できるだけ早く、もっと早く実は建てかえなり、改修なりに取り組むべきだったろうと大きな市の流れそのものを考えたときに、反省をしています。できるだけ早く完全な施設にするためにという前提で、耐震診断の結果が早く12月。9月議会で案を提示させていただいたとしても、おそらく本年度いっぱい、スムーズに業者が見つかって診断ができたとしても、本年度いっぱいかかる。そうすると、できたらもう、例えば12月までに建てかえで場所はここでいきましょうというように議員の皆さん方からもご理解いただいて動き出したら、もっと早く、早い時期に安全な施設を市民の皆さんに提供できると思いましたので、相談に行

かせましたら、何年間かあるので、診断だけはして、それに基づいて市として対応を次考えてくださいと言われましたので、それに基づいて動くように判断をしたところでございます。

○川上委員

県の言ってるのは当然だと思いますよ。だから恥ずかしくないかということ言っているわけです。まだおわかりにならないようですから、後でゆっくり考えてみてください。私が2点指摘をしたことについてまともな答弁がない。それで、この昨年5月8日の答申は、市長が諮問して一昨年の6月30日から1、2、3、4、5、6、6回の会議で、3月31日まで7回で終わってるんです。5月8日ということになってるんでしょう。答申読まれたらわかると思うけど、これはまずもって建てかえか改修か、どちらかを問うてるわけですよ。結論は建てかえが望ましいと、1も2も。第1も第2も言ってるわけけども、いの一番に挙げてる理由が成り立たないでしょう。成り立たないでしょう、理由の第1が。5つ理由挙げてますよ。こう言ってるじゃないですか。いずれ飯塚市が事務局として書いたものかもしれないけども、現飯塚第1体育館は昭和56年、1981年ですよ、に制定された新耐震基準以前の建築物であることを踏まえると、耐震基準を充足しておらず、また、老朽化も著しく、バリアフリーに配慮した施設となっていないためと書いてるじゃないですか。建てかえか改修かを言っている、問うているときに、建てかえに及ぶ理由になりますか、これが。第一に。ならないでしょう。大規模改修するんだから、1はもう消えるじゃないですか。だから論理がでたらめだと思いますよ。(発言するものあり)

○委員長

黙っててください。

○川上委員

だから、こういう答申を、市長でもいいですよ、市がどのように受けとめるのかと。先にまず建てかえありきの答申であることを、そういう審議したということのみずから証明しているのがこの答申じゃないんですか。

それから、駐車場についてお尋ねします。現地では駐車場が難しいということ言われています。180台はとまると。それで、どのくらい駐車場不足というのは深刻なんですか。それをちょっとお尋ねをします。

○健幸・スポーツ課長

どのくらいと申されましたけれども、大会の日によっては、大会の内容によっては相当数が不足するような場合もございます。まず土曜、日曜というのは結構大きなイベント、それから大会等もあっておりますので、そういうときについては、この前の答申の内容でも報告させていただきましたけども、まわりの商業施設等で駐車をするというようなトラブルとかもあっておるような状況ですので、数としてはちょっと今お答えはできませんが、結構あふれるような場合がございます。

○川上委員

今、その深刻さが数としては答弁できないということけども、資料はあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

駐車場に入りきれなくて、あふれた大会という数はひろうことはできます。

○川上委員

ひろうことができますじゃなくて、ひろっているかということ聞いてるわけですよ。資料、実際に、実際に、いつこういうことがあって、こういうふうに駐車場が足りなかった。かなり大きい大会だったけれども、事前にいろいろ相談したので何とかできた。あるいは、できなかったんで、穂波イオンから苦情があった。何回あったのか、どういうふうな苦情があったのか。逆に、市がイオンにこういう大会

があるので、この日にかぎってはこの分だけ市に融通してくれないかとか、相談をしたことがあるのか。とか思うわけ。だから、あなた方が駐車場不足で大変だ、大変だというのであれば、その大変な中身が具体的に現実の数字で把握されていなきやならないんだけど、今からひろうというのはおかしくないですか。この駐車場不足というのは、あなた方が耐震補強もせずによそにつくろうとか言ってる有力な根拠になってるんですよ。でも現実には資料もなければ、今答弁もできないというのはおかしくないですか。資料つくることができるんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:13

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○川上委員

じゃあ、今はないと。これまでも7回くらい審議会が検討してるんだけど、体育館等施設整備検討委員会が7回くらい検討してこの答申になってるんだけど、この駐車場不足についてはリアルな資料を作成していなかったと。先ほどから答弁しているような抽象的なことでしかなかったということを確認します。それで、この答申がことしの5月8日出て、この後どういう審議をして、きょう初めてでしょう、移転建てかえをするという決意を市長が表明したのは。きょうまでの間、3カ月、どういう議論をして、きょうの市を代表しての市長の移転建てかえの決意表明になったのか、その経過をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

5月8日に答申を受けまして、その後の所管の委員会等に報告をしております。それから時間は経過しておりますが、今回、特別委員会ができるということになります以前から、この体育館問題についてはどのように対応するのかということは、内部で協議はさせていただきましたし、当然、市長等にもきちっとした形で話はすすめていただいておりますが、やはり特別委員会が正式にできるということになって、バタバタと申ししますか、内容についてきちっとすすめていったというような状況でございます。

○川上委員

きょうの市長の意思表示はボトムアップというか、庁議等で確認した、決定した事項ではないんですか。市長はきょう決断して、発言してるわけですか。いつ移転建てかえという意思を、市として決定したんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:17

再 開 14:29

委員会を再開いたします。

○市長

この建てかえのほうをぜひというように私がきょう午前中の委員会の中で申しましたのは、昨年度末にもこの検討委員会での流れを伺っている中で、庁議の中でも検討してまいりましたし、最終的には7月21日の庁議でも関係部署のほうから提案がありまして、そして、最終的にどういう形が望ましいのかということについては、結論は出ませんでしたので、関係課、そして関係者で再度協議をとということになりまして、この前回の特別委員会のほうで、市長としてどういうふうな進め方に対する基本的な考

えを持っているのかというお尋ねがありましたので、そのことも踏まえまして、8月2日の日に私と副市長と関係部長で、より建てかえが望ましいのか、より改修、耐震工事が望ましいのかということで協議をし、その結果を持って本日の午前中の委員会の中で、私の考えとして述べさせていただいた次第でございます。

○川上委員

そうすると、飯塚市としての意思決定はまだしていないということですか。市長の思いを述べただけということですか。

○副市長

ただいま市長が答弁されましたように、庁議の中で市長のほうに、決定についてはお任せしますというような意見の集約がございましたので、先ほど言われましたように、市長が私と関係部長集めまして、これで行くということで決定し、きょうの発言になったわけでございます。

○川上委員

じゃあ、その庁議の記録と、市長、副市長、関係部長の話し合いの記録を資料要求いたします。委員長において取り計らいをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:31

再 開 14:31

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

今、資料を提出してほしいと言われた中の、庁議の会議の内容につきましては、庁議につきましては、政策を検討する段階の協議という形になっておりますので、非公開とさせていただいておりますので、そこでの会議の内容等についても非公開の扱いとしておりますので、ご了承ください。

○川上委員

承服できません。庁議で、市長に一任するというようなことが本当にあるのかと。そして、市長一任じゃなくて、副市長と部長と話してるじゃないですか、今の話だと。そういう決め方をするんですか。市長が決めて庁議に諮るんじゃないんですか。市長、意思決定をする。庁議に諮る。そして意思決定するんじゃないんですか。議会の特別委員会があるからといってバタバタと態度を決めるとかいうのはおかしいでしょう。ここは市長の諮問機関じゃないんですよ。執行権は皆さんにあるわけでしょ。こっちは監視機関なんだから。だから、監視機関が質問するから決めろうじゃないかとかいうのはおかしい。今聞くとね、本当に市としての意思決定をしたというふうに言えるのか。だから資料要求してるのに、いや、出せませんとかね、承服できませんよ。出してください。

○委員長

川上委員、そこのところちょっとご理解していただけますか。非常に、前回のときもなかなか市長と執行部の中が四苦八苦四苦八苦で、答弁にもものすごく暫時休憩を行ったわけですし、非常にそこのところ意思統一をお願いしたいというふうに委員長と副委員長の中でお願いした経緯があります。そこで、さっきの言葉の言い方もいろいろあるかと思いますが、そこのところでもうまく話といえばおかしいんですけど、将来性をかけてされたんだろうと思いますので、一つそういう形で今回の場合は庁議のほう出されないということで、一つご理解をお願いしたいと思います。

○川上委員

じゃあ、その過程で、福岡県とのやりとりについての、いつ行ったのか、誰と会ったのか、どういう話をしたのか、どういう回答があったのかについては口頭で大ざっぱな話がありましたけど、正確にしたいので、その資料を要求したいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○健幸・スポーツ課長

その分については、記録を整理させていただいて、提出させていただきたいと思っております。

○委員長

ただいま川上委員のほうから資料要求がございましたが、それに対して、よろしいでしょうか。請求させてもらってよろしいですか。いいでしょう、資料。県とのいうことで、多分それはもう出されるだろうと思うから。出されると言うてありますんで、よろしいですか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

○川上委員

その資料を見て、また質問続けたいと思いますので、きょうはこれにて留保します。

○委員長

ほかにございませんか。

○江口委員

スケジュール等についてはこのように出してはあるんですが、現実にはどのようなものができるのか。やっぱり、主な使用目的が何で、どういったものが建つのかというやつをしっかりと考えないと、その後々、現実に建ったはいいいんだけど、使ってみると全然想定と違ったという話になりかねません。そのあたりについて、どのような想定になってるのか、そして、その選定、例えばどういった用途を主にやるのか、そこら辺の選定についてどのような協議がなされたのか、そこら辺の部分をお答えいただきたいんですが、よろしいですか。

○委員長

江口議員、もうちょっとわかるように。

○江口委員

今回の資料を見ても、例えば武道館と弓道場と体育館とかが、この資料の中では集約して体育館、新しい体育館になると書いてありますよね。その中で今度建てる予定の体育館については、どのような、こういったもの、こういったもの、こういったものが建って、トータルとしてこういった形になるんだ。ないし、あと片一方で何に使うのか。主に何に使うのか。例えば、こういうスポーツに特化した体育館をつくりたいというのか、それともそうではなくて、オールラウンドな体育館をつくりたいというのか、そういうところも含めて、そして、またそれはどのような協議のもとで選定がなされたのか。そのあたりのことをお聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

現在のところは、5月8日に出ました答申内容をもとに、今、その内容を煮詰めているといたしますか、そういうような段階ですので、答申の内容を尊重した中身にしたいと考えてはおります。詳細については基本計画をつくりまして、そのときにまたこちらのほうで出させていただいてと考えております。

○江口委員

となると、現時点ではどのようなものが建つかというのはまだまだ決まっていないという理解でいいですかね。大前提としては、武道館であるとか、弓道場であるとか、体育館を集約してとなつてたんだけど、武道館としての性格があるのかどうか、弓道場としての性格があるのかどうか、そこら辺に

ついてもまだ決まってないということなんですか。

○江口委員

詳細なところにつきましても、まだ決定はしておりません。ただ、第1体育館に第2体育館を併設して、それから、武道場、それから弓道場、そういうふうのところを一緒につくるというような考え方は持っておりますけども、場所が決まりました後で基本計画をつくりますので、そのときにまたこちらのほうに提案させていただきたいと考えております。

○江口委員

今の答弁だと第1体育館と第2体育館がある。そして武道館としても使える。そして弓道場としても使えるということまではあるんだけど、例えば客席がどのくらいだったりととか、そういうことについてはまだまだ未定というふうな理解でいいですか。まず先に、第1体育館、第2体育館並びに武道館、そして弓道場、この辺についてはどうですか。

○健幸・スポーツ課長

今言われましたように、まだ未定の状況でございます。

○委員長

ほかにございませんか。

○上野委員

すいません。さっき提案し忘れてました。市民意見の聞き取りの方法なんですけども、ちょうど今、市長、交流センター化の説明会の真っ最中でございますして、各12地区のまちづくり協議会で、まだ5つしか終わってないんです。この次、17日から、しかも今月いっぱい間に7校のまちづくり協議会で説明会がありますので、そこで市民意見をまず取られることは、もうすごく改めて周知もしなくていいし、手軽にできると思いますし、残りの5つについては、またその後やっていただければいいと思いますので、そういった方向だと、担当部長、可能ですよね。

○市民協働部長

今言われます公民館の交流センター化についての説明会を行っておりますけども、まず一つありますのが、そういった方面に関心のある方しか現実上来られてないという現状もございますので、市民の意見を募集という話になりますと、一つはアンケートを取るというのが一番平等なやり方かなというように思っておりますし、それとあわせて、思いのある方々の意見を聞く機会を設けるというのも一つの手法だと思っておりますので、もしそういうことになれば、今の交流センター化とは別の手立てで考えたいと思いますので、そのところご理解ください。

○上野委員

わかりました。考えていただけて、実施していただけるという理解をしっかりとってよろしいですかね、部長。

○委員長

よろしいですね、はい。そういうことです。

○上野委員

わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

ちょっと確認ですけどね、市長、きょうの全般的な質問、そしてきょうの委員会で、行政、執行部側

としては、あくまでも体育館は新築という方向性でという解釈でいいんですね、まず一番に。市長。できましたら、体育館を建てかえる。新築するという事でこの委員会の中でご了承をいただきたいと思います。次に、用地についても考えていただきましたら、先ほどのご質問の具体的な計画についてもお示しして協議進めていけると思っております。

○坂平委員

私、今、体育館の建てかえは新築されるんですねという質問をとりあえずした。それは間違いないですね。了承いただいたらということで。了承いただくとかいただくんじゃないで、市長の考え方を今お尋ねしようわけですよ。あくまでも委員会としては、了承するとかせんとかいうのは今からの話でございいます。それで、市長の考え方はあくまでも新築をすると。建てかえだという考え方で間違いないですね。とりあえずそれだけ返事をしてください。

○市長

そのとおりでございます。

○坂平委員

その方針であるならば、場所はとにかく特定しなきゃいかんと思うんですよ。それで場所を、先ほどからも委員の方からいろんな意見出ました。必要性のない場所が2カ所上がってきてると。今、市場のほうも先行きどうなるかわからんというような状況でございまして、そうすれば健康の森公園周辺と市民公園健幸スポーツ広場か、この2カ所に絞って来られると思うんですよ。そのあたりを執行部側としてどの方向性で行くか、そうしないと先ほどからいろんな質問が出てきてるレイアウト関係、敷地にあわせて建物というのは利活用しなきゃいかんと思いますんで、そのあたりを執行部側としてはどの場所にとということで考え方をこの特別委員会のほうに報告をいただきたいというふうに思います。その報告をいただいた段階で、またいろんな質問等々をさせていただきたいと思いますので、ただその方向性だけを一日も早く出してください。

それともう1点は、今のこの事業計画、工程表をシミュレーションされた分、出されてますよね。この中であくまでも今予算等の関係もございまして、平成33年までに予算を消化しなきゃいかんと。繰り越しを1年入れて34年と、最長が。逆に言うと、逆算すると最長の34年が完成と。逆に最長のほうから逆算して、これ、私が見る判断ですよ。工程をつくられてると思うんですよ。逆に最短で行った場合はいつできるのかと。現体育館、これも耐震の問題もいろいろ抱えてると。これも今年度中に耐震診断を受けて、万が一にもCランクというような判定が出たときには閉鎖をしなきゃいかんと。また市民の皆さんに迷惑をかけると思いますんで。そういったところで、最短で行った場合にはいつで完成するのかということも、逆に、技術のほうも考えていただきたいというふうに思います。

だから、次回のこの特別委員会の中では、そういったところまで検討していただいて、報告をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。（「ありがとうございます。」という呼ぶ声あり）

○委員長

ということで、一つよろしく願いいたします。ほかにございませんか。

○松延委員

今、坂平委員のほうからもちょっとご指摘されたようでございます。場所についても集約ができるよという事でございまして。私は1つ、機能、規模等については先ほど江口委員からもちょっと質問されましたけども、まだ一応不確定ということで検討中ということでございまして、この財源について、例えば、公共施設等の適正管理推進事業債、この起債をどの方法で行ったら一番単費、我々の出す

金が少なくなるかというものを、当然、ここの充当率が90%、交付税への参入については50%ということで、後年にとって有利なものもありましょうし、そのところを比較をした上で、この財源については、起債について決定していただいて、比較をいろいろされたらわかりやすいかなと思っておるんですけども、先ほどから合併特例債、そしてまた、この注の7の(2)については、学校施設等の整備の事業債等々いろいろありましょうけども、この組み合わせについては、何でもかんでも全て組み合わせられるわけではないというのをわかっておりますけれども、ちょっとその起債についての財源、その財源の中の起債、どれとどれをしたら我々の単費の出す分が少なくなるということの比較をした上で、体育館については出していただければ、こちらも検討してしやすいなと思っております。それとあと一つ、先ほど出てますようにPFI事業にした場合にはどういう、これは当然、後年度の支払いについての30年とかいう形ですね。つまりどれだけの、結果的にはどれだけ、我々としては、飯塚市にとって一番有利になるのかというのをちょっと次回の委員会に比較検討とした上で出していただければありがたいと思っておりますので、委員長、よろしく願いいたします。

○委員長

ただいま松延委員のほうから資料要求のことございましたけども、執行部にお尋ねしますが、どうでしょうか。

○行政経営部長

今、松延委員が資料のことで言われておりますけれども、最初に道祖委員のほうから質問があった中で説明をしたつもりでありましたけども、今、年度とかの関係では、これが一番有利な方向での起債の措置だというふうには考えてますが、一部、実施設計とかそういったものは少し前の段階で行う形になると思います、工事よりもですね。そういったものには合併債をあてることによって、実質、合併債は95の70ですから66.切り上げて7.こちらが90の50ですから、45.21ぐらい開きがありますので、少しでもその部分では有利にしていきたいというふうには思いますが、合併債の期限が何度も言いますように平成32年、繰り越しても33年ですので、できるかぎりこれについてはやっていきたいということで、今回お示しているのが、かなり有利な方向での考えるところの有利な起債措置で、今組み立てているところがございます。ただ実際、今言いましたように、事業行っていく中で、組み合わせによってうまく安く上がるような形ではやっていきたいし、今後もまた有利な起債というのはないことはありませんが、ありましたら常にアンテナを張って対応していきたいというふうには思っております。

○委員長

今ご説明いただきましたけども、資料は出されますか。

○行政経営部長

資料については、これが今出しうる一番最良のことだというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○委員長

資料は出るんですね。資料要求。

○行政経営部長

今日お出ししているのが最良の資料ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長

松延委員、それでご理解を一つお願いいたします。

○道祖委員

資料要求をお願いいたします。と申しますのは、先ほど8800平方メートルの体育館ということで

大きさは決まっております。そして、ただ質疑の中でレイアウトが決まってないということですよ。というのは、用地が決まらなると建物なんていうのは正方形か長方形か三角形か丸か決まらないわけですよ。用地にあわせてある程度縦横が決まってくるからね。だから、その点は私は用地が決まらなると、どういう建物ができるかというのは決まらない。その辺は理解しております。ただ、審議会の中では先進地視察をやっていますね。久留米市のみずま総合体育館を見学されております。最低でも、みずま総合体育館のレイアウトがどんなものなのか、また、その8800平方メートルに対して、これは体育館と武道場と弓道場、そういうものが含まれた敷地の中に含まれてきますから、同じ建屋の中に入るのか、別棟でつくるのかによってはまた違ってきますので、今、飯塚市として建てようとする体育館というのは、どんなものを希望するのか、先進地が久留米だけでなく、ここ近年に建った体育館というのはあると思うんですよ。その辺の資料を取りそろえて、どんなものが今、この近年、総合体育館として各地でつくられておるのか、そういうものを示していただきたいと思いますが、それはできないでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま道祖委員のほうから要求がありました資料は提出できますか。

○健幸・スポーツ課長

提出できますので、次回、用意させていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員のほうから要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかにございませんか。

○松延委員

先ほど行政経営部長からご回答いただきましたけど、先ほど、PFIの事業とも比較をした上でということをおっしゃって申しておりますので、ちょっとそこら辺と比較をした上での、どちらが有利かというものを、別なものはこういうことですよというのを、ちょっと出していただきたいと思っておりますので、それは次回のときにぜひよろしくお願ひします。

○委員長

これも資料要求ですね。

○松延委員

資料要求というよりも、そういうふうなことで比較をして、執行部としては主体的にこれがいいんですよ。だからこういう方向でやっていきたいというような方向性を出していただければよろしゅうございます。それが資料要求というよりも執行部としてはこういうふうにやりたいと、そういうふうなものまで踏み込んでいただいたほうが委員会としてはありがたい。

○健幸・スポーツ課長

検討した結果を次回のときに報告をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 5 5

再 開 14 : 5 6

委員会を再開いたします。本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思いますので、これをもちまして経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。